

件名	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
内容	<p><b>【改正の概要】</b> 特別職の給料減額措置の終了時期を1年延長する。</p> <p><b>【改正条例】</b> 知事等の給与の特例に関する条例</p> <p><b>【改正内容】</b> 条例の有効期限の延長 「平成31年3月31日まで」 → 「平成32年3月31日まで」</p> <p><b>【参考】</b> 減額率 知事：10% 副知事：6% 教育長、管理者、常勤監査委員：5%</p>
施行日	公布日
	<b>【その他参考事項】</b>